令和２年（２０２０年）７月３日

神奈川県知事

黒岩　祐治　様

（一社）全国手をつなぐ育成会連合会

会　長　　久　保　厚　子

（認定ＮＰＯ法人）ＤＰＩ（障害者インターナショナル）日本会議

　議長　平野みどり

（ＮＰＯ法人）全国地域生活支援ネットワーク

代表理事　大原　裕介

「ともに生きる社会」を考える神奈川集会・実行委員会」

委員長　鈴木　治郎

津久井やまゆり園等における虐待が色濃く疑われる事案への対応について

神奈川県におかれましては、日ごろから障害児・者福祉の向上につきましてご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

　今般、貴県の第三者機関である「津久井やまゆり園利用者支援検証委員会」（以下、検証委員会）の「中間報告」が公表されました。その中では、常時施錠が長期間にわたって行われていたり、不適切な解釈によって身体拘束がなされていたりといった、障害者虐待が色濃く疑われる事象が指摘されており、新聞報道によれば、かながわ共同会理事長もその一部を認める発言をしています。

　また、６月３０日付けの神奈川県報道発表によると、津久井やまゆり園だけでなく県立直営の中井やまゆり園でも障害者虐待事案が発生しています。

　障害者支援施設やグループホームにおいて重要なことは、障害児・者が安心して暮らせるよう、適切な支援に基づき虐待や差別がない関わりが確保されている点に尽きます。生活の場において、とりわけ障害者虐待が許されないことは論を待ちません。今回の検証委員会中間報告や中井やまゆり園における障害者虐待事案の発生などを踏まえ、神奈川県へ以下２点を改めて強く要望いたします。

１　障害者虐待防止法に基づく適切な改善指導の実施

障害者虐待防止法（以下「虐待防止法」という。）に基づく虐待通報や認定には、いわゆる時効という概念はありません。つまり、仮にそれが１０年前の事象だとしても、それが明らかになった以上は虐待通報から始まる事実認定と改善指導、さらには改善結果の公表といった、虐待防止法に基づく一連の措置が取られるべきです。虐待が疑われる事象が明らかになったにも関わらずそれ以上の措置がなされないというのでは、虐待防止法の趣旨を踏まえても明白に不適切です。

また、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報先は市町村であり、神奈川県は虐待防止法の一義的な受付窓口ではありませんが、社会福祉法や障害者総合支援法による行政指導は十分に可能です。そもそも、津久井やまゆり園は神奈川県立の施設なのですから、まずは設置者として事象について調査すべき立場なのではないでしょうか。加えて、中井やまゆり園における障害者虐待事案では、県から援護主体の市町村へ虐待通報をしていますので、同様の対応は津久井やまゆり園でもなされなければなりません。

いずれにせよ、検証委員会中間報告において障害者虐待が色濃く疑われる事象が判明した以上、適切な改善指導の実施と、改善状況の公開が不可欠であると考えます。神奈川県には、施設設置者として事象について調査し、虐待の事実があれば虐待防止法に基づく措置を取るよう、強く求めます。

特に、最近の新聞報道等によれば、津久井やまゆり園以外の県立障害者支援施設も含めた検討委員会を発足させるとのことですが、その場合であっても、今般の中井やまゆり園における障害者虐待事案と同じく、障害者虐待が疑われる事象が確認された場合には速やかに適切な対応を取っていただきますよう、お願い申し上げます。

２　法人からの積極的な情報公開

津久井やまゆり園においては、殺傷事件後に国が示す「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に基づき、入所している一人ひとりの意思決定支援を目指し、本人が希望する暮らしぶりを確認する取組みが着手されており、その検証・評価も含めて社会的な共有が重要です。また、２０１９年度からは入所している人が家族や職員以外の「お友達」をつくるプロジェクトが立ち上がっており、大学生を中心としたボランティアが、入所している人との交流を深めるという素晴らしい取組みも進められています。

ところが、こうした前向きな実践でさえも、かながわ共同会や津久井やまゆり園のホームページには掲載されていません。もちろん、検証委員会中間報告で指摘された、障害者虐待が色濃く疑われる事象への対応も見当たらず、代わりに事件の裁判に関する記録や黒岩知事発言に対する法人の見解がトップページに掲載されています。それらが不要な情報とは考えませんが、他方でそれ以上に必要な開示情報もあると考えます。

情報公開の取扱いは、組織のガバナンスに直結する事項です。津久井やまゆり園の施設設置者として、また施設指定管理の主体者として、神奈川県には津久井やまゆり園における取組みの「見える化」を強く求めます。

以　上

（一社）全国手をつなぐ育成会連合会　東京事務所　担当：又村（またむら）

〒１６０－００２３

東京都新宿区西新宿７－１７－６　第三和幸ビル２Ｆ－Ｃ

電　話：０３－５３５８－９２７４

ＦＡＸ：０３－５３５８－９２７５

メール：[info@zen-iku.jp](mailto:info@zen-iku.jp)

（認定ＮＰＯ法人）ＤＰＩ日本会議

〒101-0054　東京都千代田区神田錦町３－１１－８武蔵野ビル5階

電　話：０３－５２８２－３７３０

ＦＡＸ：０３－５２８２－００１７

（ＮＰＯ法人）全国地域生活支援ネットワーク

〒061-0231　北海道石狩郡当別町六軒町７０－１８

電　話：０１３３－２２－２８９６

「ともに生きる社会」を考える神奈川集会・実行委員会

〒231‐0052　神奈川県横浜市中区英町３－４

自立生活センター自立の魂～略して じりたま！～内

電話・ＦＡＸ：０４５―３４１－３６９８